

令和6年度青森県教育委員会ホームページ広告募集要項

1 広告媒体等

広告媒体、広告スペース等については、令和6年度青森県教育委員会ホームページ広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 広告掲載の期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）までの1年間とする。

ただし、年度の中途から広告を掲載する場合は、広告掲載を開始する月の初日から令和7年3月31日（月）までとする。

3 募集の内容等

(1) 募集対象

広告主 10者

(2) 募集期間

令和6年2月21日（水）以後、募集枠に達するまで随時募集する。

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 広告代理店が代理で令和6年度青森県教育委員会ホームページ広告掲載申込書（別紙様式。以下「申込書」という。）を提出する場合、広告代理店の資格について、(1)及び(2)を準用する。

5 応募手続

(1) 申込書の提出期間及び提出場所等

① 提出期間

令和6年2月21日（水）から以下の提出期限まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

広告掲載を開始する月	4月	5月以降
提出期限	令和6年3月12日（火）	広告掲載開始月の前々月20日（県の休日に当たるときは、その翌平日）

② 提出場所 〒030-8540 青森市長島1丁目1-1

県庁南棟5階 教育政策課情報広報グループ

③ 提出方法 持参又は郵送すること。

※郵送の場合、書留郵便とし、表書に「ホームページ広告掲載申込書在中」と朱書きの上、②の提出先あて郵送のこと（提出期限日必着）。

(2) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 応募資格のない者が応募したとき。

イ 2以上の応募をしたとき。

ウ 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる応募をしたとき。

エ 申込書の氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい応募をしたとき。

オ その他応募に関する条件に違反したとき。

6 広告料

広告料は、年額26,400円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、掲載期間が1年に満たない場合は、月額2,200円（消費税及び地方消費税を含む。）に掲載月数を乗じて得た額とする。

なお、広告デザイン等の作成に要する経費は広告主の負担とする。

7 広告掲載事業者の決定

(1) 決定方法

提出期間内に申込書の提出があった10者までを広告掲載事業者とする。

なお、決定となるべき応募をした者が募集枠数を超えたときは、くじ引きにより決定する。ただし、年度内において既に広告掲載している事業者を除く。

(2) 結果の通知

応募者に対して、文書で通知する。

(3) 契約の締結

広告掲載事業者の決定後、遅延なく契約書を取り交わすものとする。

8 その他

(1) 応募者は、この募集要項、仕様書、青森県広告掲載要綱、青森県広告掲載基準、令和6年度青森県教育委員会ホームページ広告掲載事業実施要領、契約書案を熟読の上で応募すること。

(2) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

9 問い合わせ先

〒030-8540

青森県青森市長島1-1-1

青森県教育庁教育政策課情報広報グループ

電話 017-734-9868

FAX 017-734-8267

メールアドレス E-SEISAKU@pref.aomori.lg.jp

(別紙)

令和 年 月 日

青森県教育委員会 教育長 殿

申込者

郵便番号

住所

商号又は名称

(代表者職氏名)

印

令和6年度青森県教育委員会ホームページ広告掲載申込書

青森県教育委員会ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載期間	令和 年 月 1日から令和7年3月31日まで			
2 広告の内容(※1)				
3 リンク先のホームページアドレス				
4 連絡先	担当部署		電話番号	
	担当者氏名		E-mail	
5 広告代理店が代理で申込みを行う場合のみ記入	広告代理店名		電話番号	
	所在地			
	担当者氏名		E-mail	

※1 広告の内容は、申込時点での予定内容(例えば、〇〇のイメージアップ広告等)を記入してください。

※2 広告料は、年額26,400円(消費税及び地方消費税を含む。)です。

ただし、掲載期間が1年に満たない場合は、月額2,200円(消費税及び地方消費税を含む。)に掲載月数を乗じて得た額となります。

※3 具体的な広告の原稿については、広告主の決定後に提出していただきます。

なお、原稿の内容について、広告掲載にふさわしくないと認められるときは、内容の変更をお願いする場合があります。(変更のお願いに従っていただけない場合には、広告掲載をお断りすることがあります。)

※4 法人等が見積書を提出する場合において、当該法人等の代表者以外の者(代表取締役ではなく支店長等)名の申込書とするときは、委任状を添付してください。